

年頭の所感

新型コロナの諸課題に対応

改正食品衛生法の完全施行へ準備

厚生労働省 大臣官房
生活衛生・食品安全審議官

浅沼 一成



謹んで新年の御祝詞を申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴い、社会経済活動全般に大きな影響が生じ、生活衛生・食品安全分野においても様々な課題・諸問題に対応してきた1年となりました。その中でも、皆様の記憶に残っているものとして、クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」への検疫対応があるかと思います。乗客・乗員約3700名を対象とし、検疫開始から全ての乗員・乗客が下船するまで約1か月間という、過去に例

のない大規模かつ長期間にわたるものでありましたが、関係者の皆様の御協力により、対応を完了することができました。

今年も引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う諸課題への対応に取組むほか、食品安全分野においては、今年度は平成30年に改正された食品衛生法の完全施行に向けた総仕上げの年でもあり、生活衛生・食品安全分野の諸課題に対し、真摯に取り組んでまいります。

食品衛生法につきましては、第196回国会において成立した改正食品衛生法がこれまで順次施行され、「ダイアモンド・プリンセス号」への検疫対応があるかと思います。乗客・乗員約3700名を対象とし、検疫開始から全ての乗員・乗客が下船するまで約1か月間という、過去に例

量を高めたトマトの届出がなされました。今後も届出情報につきましては、ホームページ等を通じて、速やかに公表してまいります。

また、政府一体となって取組を進めている農林水産物・食品の輸出促進については、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円という輸出額目標の達成に向け、特に食肉の施設認定や輸出証明書の発行等について、食品安全を所管する立場から、農林水産省等の関係省庁と連携して取り組んでまいります。

また、ビルクリーニング分野については、深刻化する人手不足に対応するため、令和元年度に在留資格「特定技能」が設けられ、専門性・技能を活かした業務に即戦力として従事する外国人材の受入れを進めてきており、受入れに向けた国内での技能評価試験の実施の拡充に努めていると

水道事業につきましては、我が国の水道は約98%という高い普及率を達成しているため、一昨年に施行された改正水道法に基づき、都道府県を推進役とし、

欠かさずのぞき、災害に強い水施設の整備を推進してまいります。

最後に、政府としては、経済再生のために不可欠な国際的な人の往来について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止と両立する形で段階的に再開していくこととしており、所感といたします。

す。業種を問わずに、新型コロナウイルス感染症対策をしっかりと取り組んでまいります。

皆様方におかれましては、引き続き心掛けていただき、生活衛生・食品安全分野の諸課題の解決に引き続き取り組んでまいります。

また、ビルクリーニング分野については、深刻化する人手不足に対応するため、令和元年度に在留資格「特定技能」が設けられ、専門性・技能を活かした業務に即戦力として従事する外国人材の受入れを進めてきており、受入れに向けた国内での技能評価試験の実施の拡充に努めていると

す。業種を問わずに、新型コロナウイルス感染症対策をしっかりと取り組んでまいります。

皆様方におかれましては、引き続き心掛けていただき、生活衛生・食品安全分野の諸課題の解決に引き続き取り組んでまいります。

生衛業の振興など推進

社交飲食業の取り組み重要

厚生労働省 医薬・生活衛生局

生活衛生課長 成松 英範



令和3年の新春を迎え、謹んでお祝い申し上げます。

社交飲食業をはじめとする生活衛生関係業に携わる皆様方におかれましては、日頃から地域コミュニティの核として、地域生活や地域住民のふれあいと想いの場の提供を通じて、国民生活の充実や業界の発展、公衆衛生の向上のため

に、尽力いただいていることに深く敬意を表します。

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大は、現在も社会経済活動全般に大きな影響を及ぼしています。

これを契機に国民の関心が高まっている中、社交飲食業の取り組みが重要な役割を果たしていることと認識しております。

厚生労働省としても、生活衛生関係業の振興や生産性の向上、公衆衛生の向上を推進してまいります。

皆様方におかれましては、引き続き心掛けていただき、生活衛生・食品安全分野の諸課題の解決に引き続き取り組んでまいります。

す。業種を問わずに、新型コロナウイルス感染症対策をしっかりと取り組んでまいります。

皆様方におかれましては、引き続き心掛けていただき、生活衛生・食品安全分野の諸課題の解決に引き続き取り組んでまいります。

コロナ時代の事業継続を支援

コンサルティング機能も充実



株式会社日本政策金融公庫 常務取締役
生活衛生部門長 片岡 佳和

令和3年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年を顧みますと、新型コロナ

新たな年は、先行きを見通しづらさの中、新型コロナウイルス感染症という目に見えない脅威による経済的な影響が深刻化し、生活衛生関係業の振興や生産性の向上、公衆衛生の向上を推進してまいります。

2支店が一丸となり資金繰り支援に全力で取り組んでまいります。

さらに、今後は、金融面からの支援はもとより、コロナ禍における皆様の経営課題の解決にお役に立てるよう、工夫事例の紹介やオンラインセミナーの開催などを通じて、コンサルティング機能の充実も図ってまいります。

新しい年が皆様にとりまろしく、素晴らしい年になるよう心から祈念いたします。

昨年のご挨拶とさせていただきます。

謹賀新年

NIKKA WHISKY

オトナを、
ゆっくり、
楽しもう。



ゆるやかに満ちる、
熟した果実の香り。
BLACK
Rich Blend
ブラックニッカ リッチブレンド

リッチな香りの秘密はこちら



【ウイスキー】ストップ! 20歳未満飲酒・飲酒運転。妊娠中や授乳期の飲酒は、胎児・乳児の発育に悪影響を与えるおそれがあります。ほどよく、楽しく、いいお酒。のんだあとはリサイクル。【お酒】すべては、お客さまの「うまい!」のために。販売者:アサヒビール株式会社

年頭の所感

様々な面から生衛業を支援

引き続き新型コロナウイルス感染予防対策を



公益財団法人
全国生活衛生営業指導センター
理事長 田中 秀樹

新春のお慶びを申し上げます。令和3年の年頭に際し、心から敬意を表す。また、社交飲食業界の皆様、生活衛生営業指導センターの維持向上と国民生活の安定に尽力されておられます。心から敬意を表す。また、社交飲食業界の皆様、生活衛生営業指導センターの維持向上と国民生活の安定に尽力されておられます。心から敬意を表す。

旧年中は、当指導センターの各種事業の推進につきましても、皆様方には格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

見えない新型コロナウイルス感染症によって、生活衛生営業は甚大な影響を受けておられます。今後、生活衛生営業指導センターは、この状況を踏まえ、新型コロナウイルスに関連した支援策を実施してまいります。また、社交飲食業界の皆様、生活衛生営業指導センターの維持向上と国民生活の安定に尽力されておられます。心から敬意を表す。

コロナ禍の生衛業

16業種の力を結集

経済回復に向けた施策を促す



一般社団法人
全国生活衛生同業組合中央会
理事長 大森 利夫

令和3年の新春を迎え、全国の生活衛生業界の皆様、心から敬意を表す。また、社交飲食業界の皆様、生活衛生営業指導センターの維持向上と国民生活の安定に尽力されておられます。心から敬意を表す。

旧年中は新型コロナウイルス感染症により苦難の年でしたが、全国生活衛生同業組合中央会の諸事業並びに各組合の運営につきましても、皆様方には格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

心生活衛生業界は、景気向かい地域社会を守りながら、経営の早期回復を成し遂げていくには、現在、全国生活衛生営業指導センターと共に取り組んでおられます。今後、生活衛生営業指導センターは、この状況を踏まえ、新型コロナウイルスに関連した支援策を実施してまいります。また、社交飲食業界の皆様、生活衛生営業指導センターの維持向上と国民生活の安定に尽力されておられます。心から敬意を表す。

開かれており、当指導センターといたしましては、都道府県指導センターと連携を図り、共催団体として引き続き全面的に協力・支援して参ります。

一般社団法人 日本音楽著作権協会
理事長 浅石 道夫



謹んで新春のお慶びを申し上げます。貴連合会ならびに組合員の皆さまには、長年にわたり、生演奏、カラオケ、BGMなどお店での音楽利用における著作権のご協力をいただき誠にありがとうございます。

この状況下、憲法で保障されている「私権」の制限をいかに慎重に進めるべきか、その際には補償とセットでなければならぬ。この状況下、憲法で保障されている「私権」の制限をいかに慎重に進めるべきか、その際には補償とセットでなければならぬ。

新型コロナ音楽産業にも大きな打撃

憲法で保障 私権の制限は慎重かつ補償とセットで

この問題に立ち向かっていく必要があります。他国や地域への思いやりや気遣いをお願いします。

新年賀

よるこびがつなく世界へ
KIRIN

おいしいとこだけ搾ってる。

一番搾り
Brewed from only the first press of genuine malt for a crisp, delicious flavor.

ストップ! 20歳未満飲酒・飲酒運転。お酒は楽しく適量で。妊娠中・授乳期の飲酒はやめましょう。あきびんはお取扱店へ。 **キリンビール株式会社**

令和2年度生活衛生関係営業対策事業・研修会

昨年11月16日、17日の2日間にわたり、K Rホテル東京で全社連の令和2年度生活衛生関係営業対策事業「組織強化事業と組合活性化支援事業」が開かれた。今回は新型コロナウイルス対策で三密を避けるため各県組合の参加者数を絞り中堅・若手幹部など全国から約60名が参加。マスク着用や座席の間隔を空けたり懇親会の開催を見送るなど感染防止対策に努めながら、厚生労働省医業・生活衛生局長の成松英範生活衛生課長をはじめ計7氏の講演を受講。最後に全社連幹部との意見交換会(記事6面)も行った各氏の主な講演要旨は次の通り。

環境変化に応じた経営改善を

基調講演「生衛組合の現状と今後の方向性について」

厚生労働省 医業・生活衛生局長
生活衛生課長

成松 英範氏



生衛組合の現状と今後の方向性、新型コロナウイルスへの対応を説明する。

生活衛生課長、生活衛生関係営業について、適切な

講演「風俗営業法について」

警察庁生活安全局保安課課長補佐 警視

野口 一匡氏

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」について説明する。

この法律の制定は旧憲法下で、風俗営業や衛生に関する営業を警察が管理、監督した戦後現行憲法の施行に伴い、風俗に関する営



風営法 コロナ対策の疑義は問合せを

情報提供

衛生規制の下、その経営基盤を充実させるための支援を行うことや、営業者組織の自主的活動を促進すること等を通じ、衛生水準の維持向上を図るとともに、消費者の利益を守る施策を担う。皆さんと接点がある所が大事であり、衛生規制の管法では「生活衛生関係営業の適正化及び振興に関する法律(生衛法)」

は、経営の健全化による事業運営の安定が不可欠。組合の意義として同業者のネットワークを背景に活動支援・連携を図ることが非常に有効なことが挙げられる。加入の主なメリットは、業界の動きや消費の動向、各種行事、融資や税制などの情報をいち早く入手でき



資料を見ながら講演に聞き入る研修会の参加者

社交団体とは戦後から連携

講演「お店などで音楽をお使いになるときは」

(一社)日本音楽著作権協会
常任理事

増田 裕一氏



お店などの音楽利用などについて説明する。

利用したい方に許諾することができ、許諾を得ないで利用する方は、法的措置を取ることが可能。

音楽利用方法の例
お店などの音楽利用には、生演奏、CDや有線放送のダンスやショー、カラオケ、DVDなどの上映、BGMがある。JASRACの使用料規定は、座席数、標準的な飲食代(最低必要料金)、月間の演奏時間といったさまざまな基準に沿って細かく決めら

れている。
生衛組合との協定
昭和23年に初めて飲食店での音楽利用について、東京社交事業協会の加盟店と契約。35年中部観光事件で、社交飲食店での演奏の責任は営業主にあるという初の司法判断。生衛組合とは2年の協議を経て61年にカラオケ関係団体連絡協議会が設立され、飲食関係の生衛組合8団体と基本協定締結。62年カラオケ管理開始。平成4年BGM管理開始。29年に関係団体連絡協議会の名称をカラオケ・BGM等関係団体連絡協議会に変更し今に至る。生衛組合とJASRAC

先人が生衛法の仕組みを守る

(公財)全国生活衛生営業指導センター専務理事

伊東 明彦氏



皆さんが新型コロナウイルスの感染防止に取り組んでおられる業種別ガイドライン。これを改訂する動きがあり(その後、改訂)、内閣官房側の叩き台について社交

皆さんが新型コロナウイルスの感染防止に取り組んでおられる業種別ガイドライン。これを改訂する動きがあり(その後、改訂)、内閣官房側の叩き台について社交

り、衛生措置の低下、資金の抑制、長時間労働が憂慮された。そこで業界を安定させる法律を求める機運が高まり、東京での総決起大会や1万人のデモ行進が行われた。その結果、自民党の先生方が尽力し議員立法で国会に環境法案を提出(昭和31年)、審議が難航し最後は衆議院が参議院可決の修正案を否決、衆議院が再可決する異例の展開で昭和32年5月19日深夜、成立した。これによって環境法(現生衛法)に基

づく生衛法を支える仕組み(制度)ができ、各地に組合が生まれていく。

生衛法の補助金不要論に対し、業界の皆さんが全国で90万を超える署名を集めて存続を求めた。その結果、補助金は少し削られたが、生衛法を支える生衛法に基づく仕組みは残っているから今日もこういう研修ができています。都道府県の指導センターも存続している。

特別措置をさらに延長へ

雇用調整助成金

厚生労働省は、新型コロナウイルスに係る雇用調整助成金の特別措置を今年2月28日まで予定しているが、1月22日に菅首相が国会で再延長へ向け調整する意向を示した。

特別措置では、最近1カ月間の売上などが前年同月比5%以上減少するなどした全ての事業主(風営事業者を含む)が対象。助成金の上限日額は1人1万5000円、中小企業は助成率を最大10割に拡充している。

同助成金は経済上の理由で事業活動の縮小を余儀なくされた雇用保険の適用事業主が、一時的に休業等を行う労働者の雇用を維持した場合に、休業手当相当額等を助成するもの。関連のコールセンターは0120-6013999。受付は午前9時~午後9時(土日・祝日含む)。

日頃から所轄署と協力関係を

第18回全社連暴力団等排除対策協議会が昨年11月18日午後、東京の全生衛会館で開催された。警察庁暴力団対策課長補佐の久保田守彦警視、同課の井口弘道警部を招き、全社連からは11名が出席した。

警察庁から2氏迎え第18回全社連暴力団等排除対策協議会 開催



右から友本会長、福長幹事長、警察庁の久保田警視、井口警部

全社連の出席者は協議会 福長幹事長が「本協議会はの友本正己会長(福井)、福 17年前、警察庁の固い固い長徳治幹事長(大阪)と、鉄の扉にお百度参りをし、佐々木克己(広島)、保志雄 ついに全社連の情熱に対し一(東京)、鈴木悦朗(福 て門戸を広くて頂き発足。島)、安宅修治(北海道)、組合員に安全で安心に業を町田宏之(新潟)、中島一男 営んで頂くために暴力団等(栃木)、村瀬信成(山梨)、から守らなければならぬ佐山義則(愛知)、森田淳 子(岐阜)の幹事9氏。がある」と挨拶した。冒頭で友本会長が「今日 福長幹事長が議長となり警察庁の方からご指導を 議事に入り、出席者が各県頂く。各県の組合員に周知の暴力団情勢や暴排等の取組をお願いしたい」と、続いて 福長幹事長が議長となり、暴力団による大きな問題は見られない。一方で、半クシなどによる客引きや多額の料金請求が発生しているという報告が多くなっている。暴力団が力タギの形をとって、キヤバクラや性風俗店を出すという方向に進んでいるという指摘もあった。

各県からの報告 相次ぐ



昨年11月に開催された対策協議会(生衛会館)

として暴力団対策を総合的に強力を進めていくこと述べた。続いて意見交換となり、出席者からは、防犯パレードへの参加が見える活動が効果的、大きな歓楽街には他地域の暴力団も入り込んでくる、暴追センターへの加盟、税金から追求できる仕組みが必要などの意見が出た。井口警部は「半グレ・

不正な電波利用は犯罪

繁華街ではキヤバクラや居酒屋 国内規格外の無線機を使用した屋などが客引きに無線機を使う 場合、消防・救急無線等に干渉するケースがあるが、客引き行為とを与える恐れがあり1年以下の罰に電波の不正利用で摘発され 懲役又は100万円以下の罰金に処される場合がある(無線局の社交飲食店や従業員が電波の不正開設等)。規格品でも無法律違反で摘発又は送致された。免許・無資格で使うのは違反無線などの電波利用には定 だ。総務省は「不正な電波利用められた規格の機器を使用し 資格を保持し掛けている。線局の免許を受ける資格を呼ぶ無線従事者 無線局の不正開設が操作する」

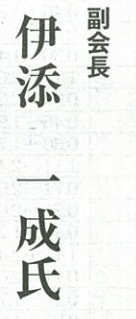
不正な電波利用は犯罪

繁華街ではキヤバクラや居酒屋 国内規格外の無線機を使用した屋などが客引きに無線機を使う 場合、消防・救急無線等に干渉するケースがあるが、客引き行為とを与える恐れがあり1年以下の罰に電波の不正利用で摘発され 懲役又は100万円以下の罰金に処される場合がある(無線局の社交飲食店や従業員が電波の不正開設等)。規格品でも無法律違反で摘発又は送致された。免許・無資格で使うのは違反無線などの電波利用には定 だ。総務省は「不正な電波利用められた規格の機器を使用し 資格を保持し掛けている。線局の免許を受ける資格を呼ぶ無線従事者 無線局の不正開設が操作する」

令和2年度生活衛生関係営業対策事業・研修会「組織強化学業と組合活性化支援事業」 6面に続く

新型コロナ禍で組合の助けが必要な人も 新規加入者獲得の好機

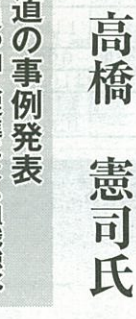
コロナ危機をどう乗り越え、生き残るかに注目を集めている。生活衛生組合の歩み。生活衛生は戦後激増し、過当競争が起きた。業界の安定のために法制定関係営業の適正化に関する法律が施行。業種ごとに都道府県単位で環境衛生(現生活衛生)同業組合を設立でき、組合は全国連合会を設立できるといった概要。社交の連合会は昭和42年に設立。平成12年の法律改正で、国および地方公共団体が、生活衛生等に対して、必要な助成その他の援助を行うよう努めなければならないことが追加された。組合の現状・コロナ禍における組合の役割。全社連の組合員は平成16年〜25年にかけて毎年約1000名ずつ減少した。業界の働きかけや振興には強い組織力が必要。コロナ禍で助けを必要としている



伊添 一成氏 全社連 副会長

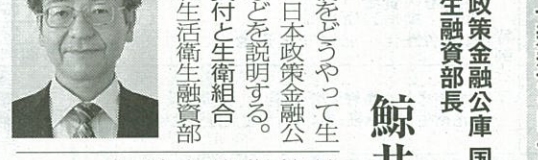
組合の魅力づくりが会員拡大に直結

北海道の事例発表 組合員の加入促進による組織強化(全社連の補助金事業)と題し昨年度の北海道の事例を発表したい。パンフレット制作 私達が先ず取り組んだのが「組合のススメ」というパンフレット作り。「安定した経営資金づくり」「日本公庫の無担保・無保証人融資」「色々と車庫の無担保・無保証人融資」「色々となりスクや不安の解消(ヤクザや悪質クレマー対策)、経費削減(JA SRACやミツウロコ、ネクスシズ等の紹介)などの項目を設け、組合員に入会することを得られるか、メリットは何かをしっかりと、分かりやすく説明できる内容にした。次いで各支部での説明会に向け、レゼンテーション用の資料を作った。これに関しては、各地での色んな意見やアドバイスを聞いてアップデートを重ねた。北海道組合については58支部、約2000名の組合員が



高橋 憲司氏 北海道社交飲食生活衛生同業組合 専務理事

講演「新型コロナ感染症に関する日本公庫の取組み」



講演「新型コロナ感染症に関する日本公庫の取組み」 全社連(組合)復興計画:組織再生への道 組合員は多い。これを新規加入者獲得の絶好の機会と捉えることが大事。沖縄県では、本部も支部もコロナ対策関係の資金のコンサルティンクに注力。組合員から感謝されたこの情報を聞いて加入を希望する人も結構あり新規加入者が約270件増えた。組織はしっかりといたる。消費者に信用される存在になるという面では、料金表示・明細会計等の安心安全な店づくりに、感染症対策を加えて、組合店舗に積極的に実施してもらおう。組合の認知度アップ、業界の地位向上にもつながる。組合役員、職員は、原点に帰る組合員のために何が出来るかを最優先に考え、行動しなければならぬ。経済危機は、第1波がローカル、第2波がグローバル、第3波がファインランチャーという形である。第3波が長引くといわれている。コロナが、経済危機・修繕場の経営の心得は、想像力、透視性、現金高、捨てる覚悟、独断即決、タフネス、ネアカの7点。業界全体が窮地に立っている今こそ組合の力を発揮する時。生活衛生組合の強化は①生活衛生の社会的地位の向上②業界の振興③対外交渉力の強化に繋がる。皆一一人ひとりが加入

講演「新型コロナ感染症に関する日本公庫の取組み」

ことがデータから分かる。公庫の融資のピークは6月、申込があったのは大体4月、5月。実質無利子無担保のコロナ特別貸付制度がスタートしたのは3月17日。別枠8000万円、そのうち4000万円について要件を満たせば実質無利子化が行われている。衛生も5%以上減少した方は別枠で1000万円。金利は通常から0.9%引いて0.31%で当初3年間お貸しする特例措置をつくっている。コロナ関連の情報支援 情報支援にも力を入れていく。一つの柱である調査では、最近消費者の意識がコロナの中でどうなっているかを調査した。「生活衛生だより」11月号で生活衛生のコロナ対応の取組みを紹介している。福島県社交組合あいつ支部は、地域ぐるみで「あいつ呑んべえ文化支援プロジェクト」(会津酒場スタンプラリー)を実施。地域ぐるみの取組みには、他業種と連携しやすい、自治体の支援を引き出しやすいというメリットがある。広島県生活衛生組合会も地域一体で2つのプロジェクトを実施。このうち「ひろしま好きじゃっせん」は一種の地域振興券で、県補助金が25%加算され、取扱店は組合加盟店限定なので新規組合員の増加にもつながっている。公庫では、採用定着、事業承継、人材育成といった経営支援ツールも作成。年度内にはSNS活用支援ツールをつくる予定だ。



全社連幹部(奥)と意見を交わす研修会参加者

今年度の生活衛生関係営業対策事業・研修会では最後に、全国からの参加者と全社連幹部による意見交換会が開かれた。研修会の中で同様の場がもたれたのは久方ぶり。両者は新型コロナウイルス感染症防止対策の取り組みやマスク着用などにおける業界の呼称などで活発な意見を交わした。

意見交換会は全社連の保志専務理事が進行役を担当。友本会長、副会長の伊添、中島、田中、佐々木、塚口各氏が出席者からの意見、質問に答えた。

研修会参加者と全社連の幹部 コロナ関連などで活発な意見

「夜の街」や風俗店との報道に困惑

中島副会長は、「熊本の場合、風俗営業と発表された私たちは立派な接客業です」と知事室に抗議した経緯がある。性風俗とも異なる色分けして説明した。友本会長は「全社連が『夜の社交場』という表現をされた時は翌日、新聞で撤回してもらった。一般の人(風俗営業店と性風俗店の違い)をどう説明するかはこれからの課題」と語った。

「ガイドラインを守りながら頑張っている」、「(全国センターのガイドライン事業では)約400店を巡回指導している」と報告された。幹部側は「ウィズコロナで引き続き徹底した対策をして頂きたい」とエールを送った。

また佐々木副会長は(繁華街で働く)若い人はかかりつけ医がなかったり、すぐに診てもらえない状況から広島では県、市と協力して週一回、診療所を繁華街の真ん中に開設してもらった。中島副会長は「熊本の繁華街では行政からの指導でお客様の来店時に名前を呼ぶのを聞きながら案内をしていく」と紹介した。

このほか参加者側からは「今回の研修で2日間、各分野から色んな話が聞けて大変、勉強になった。帰ってから支部の会員に自信を持って説明、指導ができる」、「今回のコロナ禍で会員の皆さまに給付金申請などの情報を小まめに流した結果、お店の横の繋がりで外人の経営者など数人が加入。組合員が増えている」、「組合員の方から色々なアドバイスを頂く。コロナ禍では特に組合員に加入して欲しい」と、最後に沖繩県の参加者から「観光客が増えている。この店も景気がいい状態。コロナ対策も地域で強化しているが、小さい島だからこそ、できることを試していきたい」と前向きな発言があった。

生衛事業研修会で意見交換会

日本政策金融公庫 国民生活事業(生活衛生貸付) 主要利率一覧表

融資の種類		利率(注1)	
一般貸付	下記以外の設備資金	基準利率	1.11~2.80%
	省エネルギー設備	特別利率A	0.71~2.04%
		特別利率B	0.46~1.95%
		特別利率C	0.30~1.54%
	衛生設備	特別利率B	0.46~2.15%
	訪日外国人旅行者対応に必要な資金	基準利率	1.11~2.45%
		特別利率A	0.71~2.05%
		特別利率B	0.46~1.80%
		特別利率C	0.30~1.35%
	福祉増進資金 防災・環境対策資金 地域活性化・雇用安定資金	基準利率	1.11~2.60%
		特別利率A	0.71~2.20%
		特別利率B	0.46~1.95%
		特別利率C	0.30~1.70%
		基準利率	1.11~2.60%
	生活衛生新企業育成資金(注2、3)	特別利率A	0.71~2.20%
	特別利率B	0.46~1.95%	
	特別利率C	0.30~1.70%	
	基準利率	1.11~2.60%	
生活衛生事業承継・集約・活性化支援資金	特別利率A	0.71~2.20%	
	特別利率B	0.46~1.95%	
	特別利率E	0.30~1.40%	
一般公衆浴場施設・設備	特別利率C	0.30~1.70%	
振興事業施設のうち特定設備(注4)	特別利率A	0.71~2.20%	
	特別利率B	0.46~1.95%	
	特別利率C	0.30~1.70%	
省エネルギー設備	特別利率A	0.71~2.20%	
	特別利率B	0.46~1.95%	
	特別利率C	0.30~1.70%	
衛生設備(注4)	特別利率J	0.30~1.75%	
訪日外国人旅行者対応に必要な資金	特別利率J	0.30~1.75%	
振興事業施設のうち上記以外のもの	基準利率	1.11~2.60%	
	特別利率A	0.71~2.05%	
	特別利率B	0.46~1.80%	
	特別利率C	0.30~1.55%	
	特別利率J(注5)	0.30~1.40%	
福祉増進資金(注4) 防災・環境対策資金 地域活性化・雇用安定資金	基準利率	1.11~2.60%	
	特別利率A	0.71~2.20%	
	特別利率B	0.46~1.95%	
	特別利率C	0.30~1.70%	
生活衛生新企業育成資金(注2、3、4) 生活衛生事業承継・集約・活性化支援資金(注4)	基準利率	1.11~2.41%	
	特別利率A	0.71~2.01%	
	特別利率B	0.46~1.76%	
	特別利率C	0.30~1.51%	
振興計画に従って営業を営むのに必要な資金(注4)	基準利率	1.11~2.41%	
標準営業約款登録業者にかかる資金(注4)	特別利率A	0.71~2.01%	
キャッシュレス決済対応に必要な資金	特別利率A	0.71~2.01%	
訪日外国人旅行者対応に必要な資金	特別利率B	0.46~1.76%	
	基準利率	1.11~2.41%	
	特別利率A	0.71~2.01%	
	特別利率B	0.46~1.76%	
	特別利率C	0.30~1.51%	
生活衛生新企業育成資金(注3、4)	基準利率	1.11~2.41%	
	特別利率A	0.71~2.01%	
	特別利率B	0.46~1.76%	
	特別利率C	0.30~1.51%	
生活衛生事業承継・集約・活性化支援資金(注4)	基準利率	1.11~2.41%	
	特別利率A	0.71~2.01%	
	特別利率B	0.46~1.76%	
	特別利率C	0.30~1.51%	
防災・環境対策資金 地域活性化・雇用安定資金	基準利率	1.11~2.06%	
	特別利率A	0.71~1.66%	
	特別利率B	0.46~1.66%	
	特別利率C	0.30~1.16%	
生活衛生セーフティネット貸付	基準利率	1.11~2.06%	
生活衛生企業再生貸付	特別利率A	0.71~1.85%	
生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付(注6)	特別利率F	1.21%	
災害貸付	基準利率(注7)	1.26~1.65%	
東日本大震災復興特別貸付 〔震災直接被害関連・震災間接被害関連〕(注8)	基準利率	1.11~2.06%	
	特別利率R	0.91~1.86%	
	特別利率N	0.81~1.76%	
	特別利率U	0.61~1.56%	
東日本大震災復興特別貸付 〔震災セーフティネット関連〕	基準利率	1.11~2.06%	
	特別利率R	0.91~1.86%	
	特別利率N	0.81~1.76%	
	特別利率U	0.61~1.56%	
平成28年熊本地震特別貸付 〔直接被害者・間接被害者〕(注8)	基準利率	1.11~2.06%	
	特別利率N	0.81~1.76%	
平成28年熊本地震特別貸付 〔セーフティネット関連〕	基準利率	1.11~2.06%	
	特別利率N	0.81~1.76%	
平成30年7月豪雨特別貸付、令和元年台風第19号等特別貸付 〔直接被害者・間接被害者〕(注8)	基準利率	1.11~2.12%	
平成30年7月豪雨特別貸付、令和元年台風第19号等特別貸付 〔セーフティネット関連〕	基準利率	1.11~2.12%	
新型コロナウイルス感染症特別貸付(注9)	基準利率	1.11~2.06%	
新型コロナウイルス感染症対策支援資本強化特別貸付(注10)	特別利率C	0.30~1.16%	
衛生環境激変特別貸付(注11)	特別利率C	0.30~1.16%	

融資の種類		利率(注1)	
一般貸付	下記以外の設備資金	基準利率	1.11~2.60%
	特定設備	特別利率C	0.30~1.70%
	共同購入運転資金	基準利率	1.11~2.41%
振興事業貸付	振興事業施設のうち特定設備	特別利率C	0.30~1.70%
	振興事業施設のうち特定設備以外のもの	基準利率	1.11~2.60%
	振興計画に従って営業を営むのに必要な資金	基準利率	1.11~2.41%
	共同購入運転資金	基準利率	1.11~2.41%

利率改定のご案内
このたび、当公庫の貸付利率が改定され令和3年1月4日以降の新規貸付契約分から適用されることとなりましたので、ご案内申し上げます。
(株)日本政策金融公庫 国民生活事業本部 生活衛生融資部
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-4 大手町フィナンシャルシティノースタワー
Tel 03-3270-1651 生活衛生融資部 生活衛生企画グループ
ホームページアドレス <https://www.jfc.go.jp/>

- ※ 使途、返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。
- (注1) 貸付利率は金融情勢によって変動しますので、適用利率(固定)は、記載されている利率とは異なる場合があります。
- (注2) 他に、東日本大震災及び平成28年熊本地震にかかる拡充措置(被災者創業・被災地創業)がございます。
- (注3) 他に、創業後目標達成型金利がございます。詳しくは、支店の窓口までお問い合わせください。
- (注4) 生活衛生同業組合等から、一定の会計書類を準備していること等の確認及び事業計画の確認を受けた方が振興事業を行うための設備資金及び運転資金については、通常適用される利率より0.15%(生産性向上に資する計画に基づく取組みを行う方が必要とする資金については、適用される利率より0.30%)低い利率でご利用いただけます(一部、ご利用いただけない場合がございます)。
- (注5) 防災・環境対策資金のうち、事業継続計画(BCP)に基づき、耐震診断義務付対象建築物の耐震改修を行う方に適用されます。
- (注6) 他に、東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号等、新型コロナウイルス感染症及び令和2年7月豪雨に伴う拡充措置がございます。
- (注7) 適用する貸付制度に定める貸付利率が、基準利率以外の場合は、当該貸付利率が適用されます。特貸貸付に該当する場合は、貸付後3年間、基準利率より0.9%低い利率でご利用いただけます。なお、貸付利率の下限は、0.05%になります。
- (注8) 適用する貸付制度に定める貸付条件が、東日本大震災復興特別貸付、平成28年熊本地震特別貸付、平成30年7月豪雨特別貸付、令和元年台風第19号等特別貸付及び令和2年7月豪雨特別貸付に掲げる条件より有利である場合は、当該貸付条件が適用されます。なお、貸付利率の下限は、0.05%になります。
- (注9) 新型コロナウイルス感染症にかかる特別貸付を令和2年3月17日から実施しております。
- (注10) 貸付後1年ごとに、直近決算の業績に応じて、2区分の利率が適用されます(貸付後3年間の利率は1.05%となります)。
- (注11) 新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付を令和2年2月21日から実施しております(令和3年3月31日まで実施予定)。

うつくしさ Fine Speedy Correct はやさ 正確さ

より高度なニーズに

デザインから発送までの総合印刷会社

アサガミプレスセンター株式会社

ASAGAMI 〒135-0043 東京都江東区塩浜2-4-20 TEL 03(5690)1113 FAX 03(5690)3800

実質無利子対象の上限が6,000万円に

日本公庫・国民生活事業 4,000万円から拡充、貸付要件も緩和

緊急事態宣言の再発出などを受け、日本政策金融公庫の実質無利子・無担保融資が1月22日に一部、見直された。国民生活事業では、実質無利子対象となる上限額(当初3年の利下げ限度額)が4,000万円から6,000万円に拡充された。

国民生活事業では、生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付(融資限度額・別枠8,000万円)等で当初3年の利下げ(マイナス0.9%)及び実質無利子化(要件あり)が行われているが、この対象の上限額が6,000万円となった。

▼貸付要件の「売上減」は直近2週間以上でも比較可能に

また新型コロナウイルス関連の経路(改善貸付、融資限度額・別枠1,000万円)などを含め、これら実質無利子・無担保融資を受けるには、売上が5%以上減少していることなどが要件だが、最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月(最近1ヵ月を含む)の平均売上高に加え、最近14日間以上1ヵ月間未満の任意の期間における売上高でも比較可能になった。

社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改訂のポイント (換気関係以外)

【主な変更点】

- ・対人距離等：従前は「できるだけ2mを目安に(最低1m)」
- 「1m以上確保するよう努める」に変更

【主な追加点】

- ・新型コロナウイルス接触アプリ(COCONA)、もしくは各地域の通知サービスの活用を促すため、QRコードを店内に掲示する。
- ・お客様と会話する際、お客様がマスクをしていない場合にはマスクを着用するよう促す。
- ・飲食をしていない時間は常にマスクを着用するよう注意喚起する。
- ・スプーン、箸等の食器の共有、使い回しは避けるよう、掲示等により注意喚起する。
- ・長時間の利用を避けるようコース設定に際しても留意する。

新型コロナウイルス感染拡大予防へ

社交飲食業ガイドラインを改訂

懸案の「床にもパーティション」は見送られる

昨年6月に策定された社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインが11月27日に改訂され、全社連から各県組に通知された。

主な変更点として、施設内の対人距離等の表記が従来の「できるだけ2mを目安に(最低1m)」から「1m以上確保するよう努める」に変わった。また三密対策の一つとして重要視される「換気」についても、最新の知見を踏まえ従来より具体的かつ集約して記載。店でのマスク着用については、お客様にも協力を求める項目を追加すると共に、従業員に対しては勤務中のみならず「休憩中を含めた」着用が改められた。

ガイドラインの見直しは内閣官房のコロナ対策室が示した原案を基に、全国中協会や全社連のヒアリング

施設内の換気対策指針は次のように集約された

社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改訂版から

- ・施設の換気について、厚生労働省作成「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法」を参考に以下項目に取り組むこと。

- ☑機械換気がある場合は、常時運転するなど適切に稼働させ、徹底した換気を行うこと。また、必要に応じて、換気設備のフィルターの清掃等を行うこと。
- ☑機械換気がない場合は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に反しない限り、30分に1回以上、数分程度、二方向の窓を全開するなどにより換気量を確保すること。窓が一つしかない場合は、ドアを開けること。
- ☑換気状況については、例えば、CO2センサーの使用等により、把握に努めること。
- ☑窓開けによる換気を行う場合は、夏期・冬期は、室温及び相対湿度に十分留意し、室温及び相対湿度を維持しようとすると窓が十分に開けられない場合は、窓の開放と併せてHEPAフィルタ付きのろ過式の空気清浄機や加湿器などの使用を検討すること。

(参考)「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法(厚生労働省)
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf>



新型コロナウイルス感染対策で、全社連傘下の衛生営業指導センターの「衛生営業指導支援・ガイドライン」実施促進事業に取り組んでいる。

各組では専門指導員が地域の衛生業者を巡回。業

衛生講習会も開催

各県でガイドライン事業進む

を反映させて改訂したものを、当初の改訂案で示された「床にもパーティションを設置して、席と席を区切る」ことを検討する」などの記載は、風営法に抵触する可能性もあることから全社連等が反対し見送られた。

全社連役員は、内閣府で行われた、これに関する検討会にも出席した。ガイドラインの主な変更点や換気対策などは左表を参照。改訂版の全文は全社連ホームページに掲載している。

スマートドリンクラリー実施

徳島県組合(吉田禎之理事長)は徳島県のプロポーザル事業に採択され、10月26日・12月23日まで「新しい生活様式」に対応したスマートドリンクラリーを実施する。

県内最大繁華街の徳島市秋田町周辺の飲食店が基本的に3店1チームで参加。客側は1回3000円のチケットで決められた3店を90分で回り、通常のコース(食事系+ハイ系+ラウンジ系)など3コースを基本に計30回開催した。入店制限を1回10人以上の受託事業で、店舗の混雑内とし毎回、専属の感染防止対策アテンドが同行。大声で

少人数が90分で3店はしご

を実施。参加者が感染防止対策をしながら、はしご酒を楽しんだ。

県内最大繁華街の徳島市秋田町周辺の飲食店が基本的に3店1チームで参加。客側は1回3000円のチケットで決められた3店を90分で回り、通常のコース(食事系+ハイ系+ラウンジ系)など3コースを基本に計30回開催した。入店制限を1回10人以上の受託事業で、店舗の混雑内とし毎回、専属の感染防止対策アテンドが同行。大声で

飲食用フェイスシールド発売

ワンタッチで口元部分開閉可能



「サントリー」酒類と印刷の2社は、理研のスーパーコンピュータ「富岳」の研究成果を基に「飲食用フェイスシールド」を開発した。

メガネ型にするので直感的な装着を可能とし、飲食時は口元のシールド部分をワンタッチで開閉できる仕組み。サントリーマーケティング&コマース(株)の通販サイト「飲食店用品JD」(<https://www.inshokuten-youth.jp/>)で販売中。価格は10個入の箱ありタイプが6600円(税送料別)、同箱なし(ポリ袋に内包)タイプが5300円(同)。

サントリー酒類などが開発

事務局日誌

令和2年

8月21日 令和2年度第1回生活衛生対策事業会議。正副会長等、図師振興事業部長▽令和2年度第3回正副会長会議。正副会長等、図師振興事業部長。本参事官ほか来所。保健専務理事、大買事務局員。

9月24日 第4回正副会長会議。正副会長等。

9月25日 第3回理事會。一面記事参照。

9月29日 大都市飲茶街における感染拡大防止対策ワーキンググループ。保健専務理事▽中央会理事會と自民党生活衛生議員連盟。友本会長、福長副会長、大買事務局員。

10月5日 カラオケ・BGM等演奏関係団体連絡協議會。保健専務、町田理事、大買事務局員。

10月8日 大都市飲茶街における感染拡大防止対策ワーキンググループ。保健専務、大買事務局員。

10月13日 大都市飲茶街における感染拡大防止対策ワーキンググループ。保健専務、大買事務局員。

10月23日 令和2年度生活衛生功労者表彰式(厚生労働大臣・中央会理事長表彰)。友本会長、伊藤副会長、塚口副会長、保健専務、大買事務局員。

10月27日 大都市飲茶街における感染拡大防止対策ワーキンググループ。保健専務、大買事務局員。

10月28日 自民党・新型コロナウイルス感染症対策本部会議。保健専務、大買事務局員。

11月5日 自民党「予算・税制等に関する政策懇談會」。保健専務、大買事務局員。

11月16・17日 令和2年度生活衛生対策事業研修會。

11月17日 第2回生活衛生対策事業会議。正副会長等、図師振興事業部長▽第5回正副会長会議。出席者前同。

11月18日 第18回全社連暴力団等排除対策協議會。5面記事参照▽大都市飲茶街における感染拡大防止対策ワーキンググループ。保健専務、大買事務局員。

11月19日 厚生労働省・溝口課長補佐が来所。大買事務局員。

11月26日 立憲民主党・生活衛生業振興議員連盟総會。保健専務、大買事務局員。

12月15日 総務省・関東綜合通信局・職員が来所。大買事務局員。

12月22日 中央会理事會。保健専務、大買事務局員▽自民党生活衛生議員連盟総會。保健専務、大買事務局員。

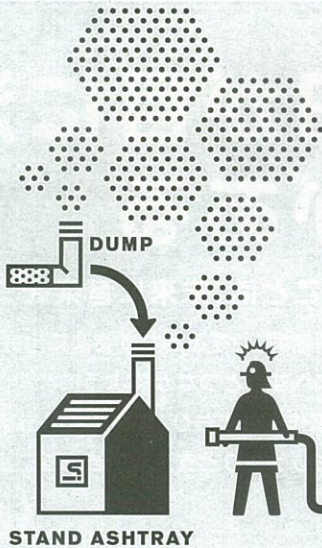
令和3年

1月8日 新型コロナウイルス感染症対策分科會。保健専務、大買事務局員。

1月13日 自民党・金田勝年衆議院議員、中川雅治参議院議員にコロナ関係要望書提出。塚口副会長、保健専務。

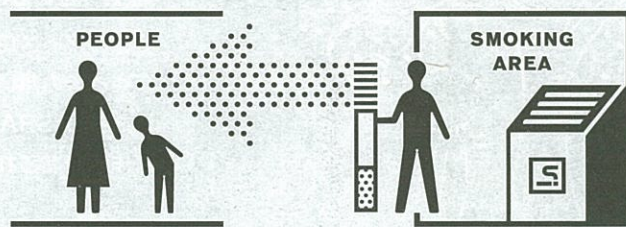
スタンド灰皿。
火を消さないで
入れるのは、
煙をふやす
行為だ。

Stand ashtrays.
Disposing of a lit
cigarette in one just
creates more smoke.



喫煙所の一步外は、
ちょっと喫煙所だと思つた。

I thought a step outside the smoking area
was still a smoking area.



あなたが
気づけば
マナーは
変わる。

ひとの
ときを、
想う。

MORE INFO → www.jt-manners.jp



佐藤昭次郎氏(大分県分理事)に旭日双光章

佐藤昭次郎氏は昭和17年、大分県生まれ。東京のバーで修行した後、昭和50年に大分でバーを開業した。大分県組合では平成13年から副理事長を務めた後、平成16年、理事長に就任。以来、16年間にわたり会員の衛生水準の改善向上、経営の健全化を指導しながら組合の振興・発展及び活性化に尽力してきた。

また組合理事長に就任以来、全社連理事としても業界の諸課題に取り組んでおり、これまでに九州ブロック長などを歴任している。

これらの活動歴から生活衛生分野では、これまでに全社連会長表彰、中央会理事長表彰、厚生労働大臣表彰、大分県知事表彰などを受賞している。

一方、日本バーテンダー協会での活動歴も長く、重責を担ってきた。常務理事、副会長などを経て会長を平成21年から3年間、関連団体の日本カクテル文化振興会の理事長を平成24年から5年間務め、現在も日本バーテンダー協会特別運営顧問を務めている。

平成30年にはバーテンダーとしての技量や業界・同協会に貢献した功績から第28代ミスターバーテンダーとしてチルトン杯を授与された。

他方、地域活動ではボーイスカウトの運営に長年、携わっており、平成13年から日本ボーイスカウト大分県連盟の理事を歴任。平成30年には文部科学大臣表彰を受賞している。

令和2年秋の叙勲

令和2年11月3日に発表された秋の叙勲では、生活衛生分野で全社連から大分県組合理事長で全社連理事の佐藤昭次郎氏が旭日双光章の栄誉に浴した。令和2年の叙勲受章者は全社連で3人目となった。

全社連から厚生大臣表彰8名

中央会理事長表彰は11名に



謝辞を述べる内田信也氏



全社連の受賞者と関係者による記念撮影

厚生労働大臣表彰

都道府県	氏名
北海道	佐藤 和年
秋田県	三井 六男
埼玉県	眞田 幹雄
富山県	内田 信也
広島県	中川 和之
香川県	四元 邦夫
大分県	水田 光
沖縄県	下地 秀光

式典では田村憲久厚生労働大臣や中央会の大森利夫理事長の挨拶、表彰状の授与などが行われ、厚生大臣表彰では富山県社交飲食業組合理事長の内田信也氏が代表して謝辞を述べた。

中央会理事長表彰

都道府県	氏名
北海道	原 保昌
秋田県	木村 勝
宮城県	石井 ムツ子
埼玉県	久 恵廣
新潟県	星野 正美
東京都	福田 孝一
大阪府	江川 栄治
兵庫県	門内 よしえ
広島県	福富 實
熊本県	立川 慎祐
沖縄県	仲座 美佐子

は今回から式典出席者の懇親会費に替えて、受賞の記念パッチを受賞者全員に贈呈した。

(上表の受賞者名は敬称略)

令和2年度生活衛生功労者表彰

2年度功労者表彰 厚生労働省医薬・生活衛生局長表彰5名、中央会理事長感謝状15名、全社連会長表彰35名が受賞

毎年、全国社交飲食業代表者大会で表彰式が行われる組合員の功労者表彰。令和2年は宮崎大会が中止になったため、11月16、17日に東京で開かれた生活衛生関係営業対策事業・研修会

の中で表彰式が行われた。今年度は厚生労働省医薬・生活衛生局長表彰が5名、全国生活衛生同業組合中央会理事長感謝状が15名、全社連会長表彰が35名だった。(受賞者名は敬称略)



生活衛生関係営業対策事業・研修会の中で行われた表彰式。友本会長(中央右)と研修会に参加した全社連会長表彰の3名

厚生労働省 医薬・生活衛生局長表彰

- 北海道=四ツ屋義道 秋田県=佐藤 末子
- 新潟県=樋口 久夫 三重県=小塩 和久
- 香川県=大澤 洋仁

全国生活衛生同業組合 中央会理事長感謝状

- 北海道=後藤 公貴 岩手県=平野 克幸
- 秋田県=渡辺純二郎 福島県=木幡 睦人
- 埼玉県=長岡 泰夫 静岡県=増田 光恵
- 新潟県=湯本 治 東京都=東 義尚
- 富山県=若瀬 英明 福井県=山田江理子
- 三重県=松本 茂美 大阪府=肥後 絢子
- 広島県=原田 幸雄 鹿児島県=米 亜希子
- 沖縄県=大道 智

全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会会長表彰

- 北海道=平野 敦、加賀 透修、波田野 愛、金井利津雄、島 久利
- 岩手県=及川 章司 秋田県=鈴木 和子
- 福島県=北沢文史郎 埼玉県=柿沼 智江
- 静岡県=松本 雅徳、吉田 勝恵
- 新潟県=松田 義徳、内藤美枝子
- 東京都=村上 弥生、三堀 英樹、八巻 博和、大槻 麗子、満利 優子
- 福井県=室谷 雄彦 三重県=平林 純二
- 大阪府=中澄 行雄、藤岡 章浩、長谷川 清子
- 滋賀県=松原 富子 徳島県=松田 静子
- 福岡県=梅田 泰睦、上土井園美、渡邊 正子
- 大分県=上村 大八 鹿児島県=濱田 美和
- 沖縄県=坂梨 貴彦、又吉みゆき、上地 大介、松島 朝也、伊敷 弘子

あの日が目に浮かぶ 音楽がある

著作権をまもることは、未来に音楽をつないでいくこと

記憶に残るメロディや歌詞。心をふるわす音楽に出会った喜び。

音楽とその想いが未来へずっとつながるように。

私たちJASRACは、著作権をまもり、音楽を生み出す作詞家・作曲家などの創作活動をこれからもしっかりと支えていきます。

